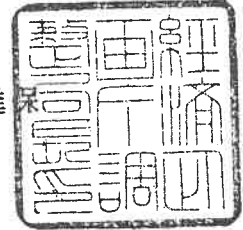


覚 書

経 企 産 経 第 8 号
経 企 計 第 1 1 6 号
法 務 省 管 総 第 2 4 7 号
平 成 元 年 3 月 2 7 日

経済企画庁調整局長

星野 進



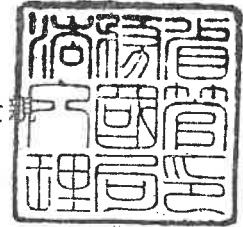
経済企画庁総合計画局長

海野 恒博



法務省入国管理局長

股野 景



出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（以下「法」という。）の閣議決定に際し、経済企画庁と法務省は、下記のとおり了解する。

記

1. 法第7条第3項の「関係行政機関の長」には、経済企画庁長官が含まれるものとする。
2. 法第61条の9第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の「関係行政機関の長」には、経済企画庁長官が含まれるものとする。